

## 第7回 佐久市・臼田町・浅科村・望月町合併協議会

平成 16 年 6 月 24 ( 木 )  
佐久市研修センター大会議室  
開始時刻 午前 9 : 0 0  
終了時刻 午前 1 0 : 0 0

### 第7回 合併協議会次第

1 . 開 会

2 . 会長あいさつ

3 . 議 題

( 1 ) 協議事項

協議会で協議すべき項目について

協議会に報告すべき項目について

( 2 ) 次回協議会協議事項

新市建設計画について

4 . そ の 他

5 . 閉 会

## 1. 開 会

これより、第7回合併協議会を開会いたします。

協議会規約第10条の規定によりまして、委員の半数以上の皆様が出席しておりますので、会議は成立をしております。

それでは、会長の三浦佐久市長よりご挨拶と引き続きまして会議の進行をお願いいたします。

## 2. 会長あいさつ

三浦会長

皆様、おはようございます。

本日は、お忙しい中、お集まり頂きまして、ありがとうございます。

早いもので、佐久市・臼田町・浅科村・望月町の合併協議会が設置され、半年が過ぎました。

さて、前回の協議会では、一人の女性が生涯に産む子どもの数を示す「合計特殊出生率」につきまして、市町村別にお知らせをいたしました。

その際、現在、日本の出生率は、1.32とご報告いたしましたが、その後、厚生労働省より、平成15年の数値が1.29と発表されました。

1.3を割り込んだのは、戦後初めてになります。

この合計特殊出生率の低下から訪れる全国的な人口減少は、国の様々な施策の見直しなど、日本の全ての地域に大きな影響を与えることになります。

幸いなことに、4市町村が合併して誕生する新しい市の人口は、増加傾向にあります。

この優位性を活かしながら、今、新しいふるさとづくりのための第一歩を踏み出すことが、非常に大切であると思っております。

さて、本日の協議会でございますが、前回ご提案いたしました「すり合わせ調整案」のご協議をいただくほか、「新市建設計画」について、提案されます。

現在、4市町村で協議をおこなっておりますが、「合併」そのものが、ゴールではありません。

4市町村の合併は、現在の市町村の役割を維持するためだけではなく、むしろ、これから訪れる厳しい時代にも対応できる新しい自治体を築いていくためのスタートであると考えております。

新市建設計画は、その新しいまちづくりの 方向を示す重要な計画であります。

本日は、ご審議の程、よろしく申し上げます。

しばらくの間、司会進行役を務めさせていただきます。

はじめに、皆様に、ご報告を申し上げます。

本日、取材をしておりますマスコミ各社より、協議会の写真撮影について、事前に申し入れがあり、許可をしております。

それでは、議事を進めてまいります。

次第の3の議題に入ります。

(1) 協議事項の 「協議会で協議すべき項目」につきましてお諮りを申し上げます。

前回の資料をご覧ください。

前回、提案内容につきまして、説明がありましたが、専門部会ごとにお諮りをいたします。はじめに、資料番号 2 - 1「総務専門部会」の 14 項目につきましてお諮りを申し上げます。

何か、ご意見等ございますでしょうか。

ご意見ございませんので、総務専門部会につきましては原案のとおりということによろしいでしょうか。

**<異議なし>**

ご異議がございませんので、原案のとおりとさせていただきます。

次に、資料番号 2 - 2「民生専門部会」の 59 項目につきましてお諮りします。

何か、ご意見等ございますでしょうか。

田嶋委員

白田町の田嶋です。提案番号 11 番につきまして、ご質問申し上げます。「疾病予防事業（国保事業）」でございますけれども、現在、白田町が単独で実施しております。お年寄りの方を中心に 1,300 人くらいの方が利用している、長い歴史を持つ町民の健康診断となっております。これが、今度、廃止という調整になっておりますが、誕生検診・人間ドック助成事業で対応するとありますが、誕生月検診に移行された場合、この検診の、項目、内容あるいは検査料金、現在 1 人 8,190 円かかっておりまして、そのうち、6,690 円の助成があります。ということで行なわれておりますが、この辺につきましてご質問いたします。

柳澤局長

ただいまの、白田町の町民健康事業を廃止しまして、具体的な取り組みはどうするのかというご質問だと思いますが、疾病予防事業につきましては、白田町で実施しておりまして、40 歳以上の国保被保険者が町民検診事業を受けた場合に 2,000 円を交付する事業で、白田町が単独で実施している事業でございます。調整案では、疾病予防事業と町民検診事業を廃止いたしまして、国保事業として、今回調整案にあります、「人間ドックの受診者補助金」これは、年齢の制限なく、人間ドックを受診した国保被保険者に対しまして、日帰り 15,000 円。一泊二日 25,000 円を補助するというものでございます。ほかに誕生月検診等にするものでございます。各種の検診事業につきましては、現在、集団で行なう基本検診、個別に行なうガン検診や誕生月検診など、利便性が良く、効果の高い実施方法について、医師会と協議中でございます。協議がまとまり次第、協議会でも提案することになりますが、詳しい事につきましては、調整中でありまして、よろしく申し上げます。

三浦会長

他にございませんか。なければ、ご意見ございませんので、原案のとおりとすることによろしいでしょうか。

**<異議なし>**

ありがとうございました。

次に、資料番号 2 - 3 「保健福祉専門部会」に参ります。

お諮りする前に、事務局より説明があります。説明をお願いします。

佐藤係長

事務局からお願いします。前回5月31日に開催しました協議会でお配りしました、資料番号2 - 3につきまして訂正がありますので、お願いを申し上げます。本日、保健福祉部会の協議内容一覧の訂正というA3版の用紙を既にお配りしてあります。資料番号2 - 3の21ページに、提案番号124番「介護保険料賦課徴収」の項目につきまして、問題点と、調整案の詳細に訂正がございました。本日お配りしました資料にあります、訂正後のアンダーラインを引いてございます部分の訂正をお願い致します。

三浦会長

ただ今、事務局より説明がありましたが、差し替えをお願いします。

それでは、「保健福祉専門部会」の128項目につきましてお諮りします。

何か、ご意見等ございますでしょうか。

望月町 比田井委員

望月町の比田井でございます。

提案番号20番につきまして、要望・意見を申し上げたいと思います。社会福祉協議会についてということでございますけれども、社会福祉協議会の調整につきましては、別に社会福祉協議会の皆さんで調整をされている訳でございますけれども、本日、協議項目に載っておりますので、若干、要望を申し上げていきたいと思います。

社会福祉協議会は社会福祉法によりまして、調整案あるいは、調整案の詳細に書いてございますけれども、1市町村に1協議会ということになっているわけでございますが、調整案どおり統合することで、異論はないわけでございます。今後、4市町村の協議会におきまして、それぞれ事業活動・事業計画・組織機構についてすり合わせを行なうということでございますから、そのような方向をお願いをしたいわけでございますが、いずれにしろ、社会福祉協議会は、地域住民に密着をした組織であるわけでございますし、事業活動もしているわけでございます。詳細につきましては、43から44ページにつきまして掲げられておりますが、活動内容等見ますと、福祉団体の関係等につきましても、いわゆる弱い立場の皆さんの、そうした事業を進めているわけでございます。したがって、地域住民につきましては、非常に密着した組織団体でございます。したがって、合併町村ごとに、支部を設置いたしまして、住民の皆さんと直接、身近で行なわれるような、十分な配慮をちょうだいしたいと考えております。無論、総務関係・企画立案・財政の関係あるいは広報等々、統合によりまして、総合的に進めるということについては、合意をして体制を進めていく

ということについては、当然の方向だとは思いますが、そのように、組織機構につきまして要望をしておこうと思います。

○柳澤局長

社会福祉協議会につきましては社会福祉法に基づきまして、4市町村の合併に伴いまして、現在合併作業が進められているところでございます。昨年の12月22日に、望月町さんが加わりました法定合併協議会が設立されたわけでございますけれども、社会福祉協議会につきましても、その後すぐ25日に、合併協議会を設置しまして、並行して、社会福祉協議会におきましても、事業のすり合わせが行われているというようにお聞きしております。社会福祉協議会につきましては、地域に密着した、地域福祉の推進や福祉サービスの向上を目指して協議中とのことですが、同時に、行政との連携も非常に重要なところでございますので、社会福祉事業に対する補助や、委託事業について専門部会等で協議をされているところでございます。今後、連携を取りながら、それぞれ協議を進めていきたいと思いますが、組織・機構につきましては社会福祉協議会の方で今後、協議されると思いますので、よろしく申し上げます。

望月町 比田井委員  
よろしく申し上げます。

三浦会長

福祉協議会の方ですり合わせをするもので、私は、できれば、一つの市に3つも4つも違った制度はないようにと言っておりますが、今ご要望のあった点は、福祉協議会の方にお伝え申し上げます。

他に何かございますか。なければ、「保健福祉専門部会」につきましては、原案のとおりとすることよろしいでしょうか。

ご異議がございませんので、本案のとおりといたします。

次に、資料番号 2 - 4 「経済専門部会」の 1 項目につきまして、お諮りします。

何か、ご意見等ございますでしょうか。

なければ、原案のとおりとすることよろしいでしょうか。

**<異議なし>**

ご異議がございませんので、本案のとおりといたします。

次に、資料番号 2 - 5 「建設専門部会」の 11 項目につきまして、お諮りします。

何か、ご意見等ございますでしょうか。

なければ、原案のとおりとすることよろしいでしょうか。

**<異議なし>**

ご異議がございませんので、本案のとおりといたします。

次に、資料番号 2 - 6 「教育専門部会」の 6 項目につきまして、お諮りします。

何か、ご意見等ございますでしょうか。

望月町 安井委員

望月町の安井でございます。5番の給食費の関連になるかと思いますが、ご存知のように、望月町は、給食センターを4月からはじめたわけでございますけれども、そのような中で、食材の関係でございますけれども、地元の安全な食材を出しながら、子どもたちに安全な給食をとということで、そのシステムの構築がある程度なされて、順調な滑り出しをしているところでございます。給食センターの関係でございまして、地元の食材を新市になって、どのような形でやっていくお考えなのか。ということで、お知らせ願いたいと思います。

柳澤局長

学校給食の食材ですけれども、現在、学校給食につきましては、それぞれの調理場におきまして、独自に食材を調達しているようでございます。県のモデル推進事業もございまして、なるべく地元産の農産物を扱うということでございます。事務事業のすり合わせにつきましては、具体的な協議までされておりませんが、今後、地域の状況を考慮しながら検討していくことになるかと思っております。

ちなみに、現在の4市町村の状況でございますけれども、佐久市では、既に農業組合の契約を結んで、食材を調達しているところと、市内の無農薬の野菜を調達して使用しているところもあります。臼田町におきましては、地元の食材の、虹鱒、ヤマメ、鯉、ブルーベリー、りんご等使っているようがあります。浅科村については、浅科米、御牧原のジャガイモを使っております。望月町につきましても、地元の食材を地元の生産組合や、農園から調達をしているようであります。協議につきましては、具体的なところまで詰まっていますが、これからになると思います。

三浦会長

他にご意見ございますか。なければ「教育専門部会」につきましては、原案のとおりとすることよろしいでしょうか。

**<異議なし>**

ご異議がございませんので、本案のとおりといたします。

以上で、前回提案されました「協議会で協議すべき項目」につきましては、審議が終了いたしました。

続きまして、「協議会に報告すべき項目」でございますが、一括でお諮りいたします。

前回資料の3 - 1から3 - 6になりますが、何か、ご意見等ございますでしょうか。

望月町 安井議長

3 5の関係で要望のような形になりますが、提案番号79の市町村道の凍結防止剤の散布、提案番号80の市町村道の除融雪というかたちの中で、合併後、1年以内に、新市で速やかに新たな除雪マニュアルを作成するということでございますけれども、特に、望月町の広がり、標高500メートルから1,000メートルというような天気の中で、同じ雪でも山間地等によりましては、積雪

内容が違うわけでございます。そんな中で、地域性を考慮していただきまして、除雪マニュアルの策定につきましては、十分考慮していただきたいという事をご要望しておきたいと思えます。

柳澤局長

除雪マニュアルにつきましては、現在の4市町村では、それぞれ、降雪量、除雪、凍結防止剤の散布につきまして、除雪マニュアルを作成をしまして実施をしているところでございます。除雪マニュアルにつきましては、それぞれの地域の地形等を考慮されていると思えますけれども、専門部会の中でも、そういった地理の状況が、かなり協議されております。したがって、新市における除雪マニュアルにつきましてはそれぞれの地理の条件や協議結果に基づきまして1年以内に作成することになっておりますので、よろしくお願ひします。

三浦会長

他にございませうか。なければ、「協議会に報告すべき項目」につきましては、原案のとおりとすることによろしいでしょうか。

<異議なし>

ご異議がございませうので、本案のとおりといたします。

それでは、次に参ります。(2)「新市建設計画について」でございます。

それでは、事務局より説明をお願ひします。

細谷係長

新市建設計画(案)につきまして、ご説明をさせていただきます。資料1をお願ひします。

最初に、新市建設構想の全体構成につきまして、表紙を1枚開いて頂きますと、目次がございませう。この目次において、全体の構成を説明したいと思えます。

新市建設計画の、内容・構成でございますが、1.序論 2.4市町村の概況 3.主要指標の見通し 4.新市建設の基本方針 5.新市の施策 6.新市における県事業 7.公共施設の統合整備 8.財政計画となっております。

新市建設計画の構成につきましては、総務省から出されております手引書、及び、先進地の計画を参考にさせていただきます。合併特例法の第5条の1項に新市建設計画の策定に關します項目がございまして、その中で、新市建設計画の策定内容といたしまして、4つの項目があげられております。現在の新市建設計画におきましては、4番の新市建設の基本方針、5・6番の新市及び、県が実施する事業。7番の公共施設の統合整備、そして財政計画ということで、特例法に掲げられた項目を整理してございませう。

それでは、内容の確認をさせていただきます。1ページから13ページの部分につきましては、前回協議会におきまして途中報告をさせていただきます。そのような関係もございまして、項目の確認をさせていただくという形で説明をさせていただきます。

まず、1ページの序論におきまして時代背景、2ページの地域背景でございますけれども、合併して誕生する新市が、どのような時代状況あるいは、地理的条件にあるかを述べながら、新市の目指す

方向を明らかにしております。時代背景といたしましては、1ページの最後でございますように、現状の諸課題に適確に対処しつつ、広い視点に立ち、力強いまちづくりを積極的に進めていかなければならないと述べております。

次に2ページの地域背景でございますけれども、新市の置かれた地理的条件の中で、高速交通網の優位性を生かしながら、2ページの最後にありますように魅力あるまちづくりを進め、地域間競争に対応していかなければなりません。ということで、新市の目指す方向を述べております。

3ページにつきましては、1ページ2ページを表に示させていただいたものです。

次に4ページをご覧ください。

計画策定の方針ということで、新市建設計画の主旨・目的・構成・内容・期間について述べてあります。(3)計画の期間ですが、これにつきましては、前段の部分の基本理念や、新市の将来像につきましては、概ね20年を見通した長期的なものになっておりますけれども、新市の施策・新市における県事業・公共施設の統合整備・財政計画につきましては、平成17年から26年までの10カ年の計画ということで作成されております。

次に、5ページをお願いします。4市町村の概況でございます。4市町村の位置・姿勢・気候・面積、6,7ページになりますけれども、4市町村の人口と世帯の推移を表しております。

次に8ページをお願いします。3番として、主要指標の見通しということで、市町村における、最も基本的な規模を示す指数となります人口について見通しを明らかにしております。

8ページの人口についてでございますけれども、人口の推移につきましては、日本の人口が減少する中で、新市におきましては合併後20年までは、人口が伸びるように予測されております。しかし、年齢階層別の内容をご覧くださいと、新市においても、少子高齢化の進行が予測されます。

9ページをお願いします。9ページにつきましては、世帯の推移を述べておりますが、世帯につきましては、引き続き世帯規模が縮小する傾向で、小規模化が進むと予測をしております。

次に10ページをご覧ください。10ページにつきましては、新市建設の基本方針が述べてございます。この中で、10ページの終わりの部分でございますが、新市は、絆を基本として、21世紀を担う人材育成や100万経済圏をつくり、人や物流さらに情報の要衝として、21世紀の新たな文化発祥の大地を目指すということで、新市建設の基本的考えを述べております。

11ページにつきましては、10ページの目標を表に示したものです。

次に12ページをご覧ください。12ページにつきましては新市の目指す将来像を明らかにしております。上段の部分ですが、佐久の地に、悠久の歴史を共有してきた私たちは、新市建設にあたり、激変期の社会に凜として臨み、住民一人一人が、先人の培ってきた叡智とほとばしる情熱を引き継ぎ、たくましさや優しさをあわせもち、様々な人々・地域・産業を通じたまちづくりを目指すために、新市の将来像を次のように定めますということで、新市の将来像といたしまして、「叡智と情熱が結ぶ21世紀の新たな文化発祥都市」という将来像を定めております。

次に14ページをお願いいたします。14ページからは、今回提案させていただく中で、初めてご説明をさせていただく部分でございます。

まず、地域的整備の方針(まちづくりゾーン)ということでございますが、これは、発足します



新市を5つの区域に区分けし、それぞれの地域(ここではゾーンとっておりますが)で、特色あるまちづくりを進めるためにその整備方針を明らかにしております。14ページをご覧くださいと、緑の部分を北部ゾーン。ブルーの部分を南部ゾーン。オレンジの部分を西部ゾーン。黄色の部分を東部ゾーン。その周辺を囲む、自然共生ゾーンということで、新市を5つのエリアに分け、特色あるまちづくりについて、考え方を述べております。それぞれのゾーンにつきましても、まちづくりの方針を明らかにしております。個々のゾーンについて、御説明させていただきます。

15ページお願いします。北部ゾーンという事で、こちらは、佐久・浅科にかかるゾーンでございます。このゾーンにつきましては、交流・創造文化・商工業ゾーンをいう位置づけをしまして、高速交通網を生かしました、都市基盤の整備・商工業の振興・文化交流のできる地域作り。こういった振興策により、まちづくりを進めていくということになっております。

16ページをお願いします。南部ゾーンという事で、佐久・臼田にかかるゾーンでございます。このゾーンにつきましては、情報・商業・医療ゾーンという位置づけをいたしまして、一つは、佐久情報センターを中心に地域情報通信ネットワークの構築を進めたい。それから、次に、中込・野沢・臼田といった、既成市街地の再活性化。あわせて、商業振興を推進させていただきたい。もう一つといたしまして、佐久病院・浅間病院を中心とした、地域医療の拡充を推進したいとなっております。このゾーンにつきましては、中部横断自動車道・メディカルハイウェイオアシスの建設により、高速交通網時代に対応した、広域的無医地区の解消。高度医療の拠点の整備を進めていきたいとなっております。

次に、17ページお願いします。東部ゾーンにつきましては、佐久・臼田にかかるゾーンですが、観光・歴史文化ゾーンと位置づけて、様々な観光資源を生かした、魅力ある観光地づくりを進めていきたい。あわせて、この観光地と他のゾーンにあります歴史・文化遺産とのネットワーク化によりまして、地域産業の活性化を図っていききたいと謳っております。

次に、18ページをお願いします。西部ゾーンでございますが、浅科と望月にかかるゾーンでございます。このゾーンにつきましては、農業・健康・歴史文化ゾーンという位置づけをいたしまして、先進的農業拠点・五郎兵衛新田米・長者原の高原野菜など、農産物の総合供給基地の確立をいたしまして、農業の振興を図っていききたい。もう一点、地域老人福祉拠点の整備。あるいは、春日温泉をはじめとする温泉施設あるいは、薬草園を使った健康作りの環境を整えて、建設都市の形成を図っていききたい。さらには、もう一点としまして、中仙道の宿場や石仏・天来記念館など、歴史文化遺産を有効に活用し、地域振興を図っていききたいとなっております。

19ページお願いします。19ページにおきましては4つのゾーンを囲む自然共生ゾーンといたしまして、宿泊滞在型の観光地や、自然と調和した健康保養地作りを進めていききたいと謳っております。以上が、地域別整備方針の内容でございます。

それでは、次に20ページをお願いします。新市の施策でございます。新市建設計画の中心となる部分でございますが、新市の施策につきまして、体系的に図で示したものでございます。一番左にあります、縦長の四角は、新市の将来像で、新市の目指すビジョンでございます。真中のカッコの部分は基本目標でございます。将来像を実現させるための基本目標を掲げてございます。右側のカッコ

の部分は主要施策でございまして、この基本目標を行なうための、主な施策を掲げてございます。それでは、基本目標についてご説明をさせていただきます。

21 ページをお願いします。1 番でございまして「たくましく心豊かな人材の育成と地域文化の保存継承と発祥」という基本目標でございまして、この基本目標は、いわゆる教育分野でございまして、1 つは、人材の育成。もう一つは生涯学習の推進。3 つ目といたしまして、地域文化の保存継承を進めるとなっております。この基本目標を実現するために 3 つの基本施策を述べております。

まず、人材育成とすることで、( 1 ) 未来を担う人づくりでございまして、これにつきましては、新市建設計画では、その下に表がありますように、未来を担う人づくりのために、主要事業といたしまして、表の右側にある、主要事業を掲げております。1 . 小学校の整備・小学校の設置研究・中学校の整備・共同調理場の整備・学校図書館のネットワーク整備・大学設置の支援・子ども未来館の展示物の充実など。こういった主な事業を計画としてあげております。

2 番目の生涯学習につきましては、生涯学習・生涯スポーツ活動の支援ということで、主要事業といたしまして、生涯学習基本計画の策定・中央図書館の整備・隣保館の整備・文化施設間のネットワーク整備・地域スポーツ活動の促進・社会体育館等の整備こういった主な事業を計画しております。

次に、22 ページをお願いします。22 ページでは「豊かな人間性をはぐくむ文化の創造」ということで、主な事業といたしまして、文化・人材育成基金の創設・市民会館の整備・国際交流の推進・人権教育・啓発活動の推進・歴史資料館・記念館の整備こういった事業を計画しております。

次に、23 ページをお願いします。

2 番目の基本目標でございまして。「ネットワークで築く地域の個性・特色を生かした多機能都市づくり」ということで、道路・情報といった、都市基盤の分野についての目標でございまして。基本目標の中では、地域間に、幹線道路・交通機関・情報通信網などのネットワークを築くことにより、特色あるまちづくりを進めると目標を掲げております。この中で 3 つの基本施策を設けております。( 1 ) としまして交通ネットワークの形成でございまして。主要事業といたしまして中部横断自動車道の建設促進・国道の整備促進・県道の整備促進・幹線道路の整備・地域内幹線道路の整備・巡回バスの運行拡大こういった事業を計画しております。

次に( 2 ) 個性・特色を活かしたまちづくりということで、主要事業といたしまして、土地利用計画の策定・都市計画マスタープランの策定・土地地区画整備事業の推進。こういった事業を掲げております。

次に 24 ページをお願いします。( 3 ) 情報通信ネットワーク形成につきましては、主要事業といたしまして、双方向情報通信ネットワークということで、CATV の整備・電子自治体の推進を主な事業としてあげております。

25 ページをお願いします。

3 番目の基本目標であります「地域間交流・異業種交流による産業基盤の強化と新たな産業の創出」という基本目標でございまして。この目標は産業分野でございまして、この基本目標の中で高速交通網を活かしまして、産業基盤の強化を図ることによりまして、100 万経済圏の確立を目指しま

す。また、農業につきましては、魅力ある産業としての再生を図るという目標を謳っております。  
(1)に100万経済圏と目指し、産業基盤の強化を図るということで、主要事業といたしまして商業集積形成の促進・既成市街地活性化の推進・商店街の環境整備。魅力ある観光地作りの推進といたしまして、観光案内版の整備・史跡・観光施設の整備。工業関係の技術開発支援ということで、技術・研究開発の支援・産学官連携による研究開発への支援・企業の誘致など、主な事業をあげております。

次に、26ページをお願いします。

農産物総合供給基地の確立ということで、農業振興を図るということで主要事業を掲げております。農業振興拠点の整備・担い手の育成・農地利用の促進・農業特区制度の活用・農産物ブランド化の支援。あるいは、農業基盤の整備・農業用排水路の整備事業を計画しております。

27ページをお願いします。

4つ目の基本目標であります「みんなが生涯現役で住みよい健康長寿のまちの形成」という目標でございます。これにつきましては、保健福祉の分野でございます。基本目標の中では、市民一人一人が、健康で生きがいを持ち、安心して暮らせる健康長寿の町の形成を目指します。また、医療の高度化・専門家に伴い、市立浅間病院と、公的医療機関である佐久総合病院・川西赤十字病院との機能分担を図ることにより医療の充実を図っていきたくと謳っております。その1番といたしまして、みんなが生き生きと安心して暮らせるまちづくりでございます。それとあわせて、(2)の健康作りの推進に関しましては、主要事業といたしましては、メディカルハイウェイオアシス・救命救急センターの設置・私立病院の整備・遠隔医療相談設備の整備・保健計画の策定・保健センターの整備事業・温泉活用施設の整備などをあげております。また、福祉関係といたしまして、地域福祉計画の策定。

28ページをお願いします。

高齢者福祉といたしまして、老人福祉拠点の整備・高齢者福祉施設の整備。障害者福祉の充実といたしましては、共同作業センターの整備・精神障害者福祉施設の整備・心身障害者生活寮等施設の整備。をあげております。次に(3)の子育てに対する支援といたしましては児童館の整備・保育園の整備・母子生活支援施設の整備等を計画しております。

次に、29ページをお願いします。

5番目の目標でございます、「水と緑きらめく自然と共に生きる快適環境の創出」という基本目標でございます。これは、生活環境の分野でございます。目標といたしまして、資源循環型社会の形成のまちづくりを目指しますとなっております。資源循環型社会の形成ということでは、主な事業といたしまして、環境基本計画の策定・ごみ処理施設の整備・リサイクルの推進・公共施設の太陽光・風力発電の利用研究を計画しております。次に、(2)自然と共に暮らすまちの整備ということにつきましては、主な事業といたしまして、森林の整備・下水道事業の推進・総合運動公園の整備・公園の整備・緑の基本計画の策定・公営住宅の整備を主な事業として計画しております。

次に30ページをお願いします。

6つ目の最後の基本計画でございます「市民生活の安全確保と市民満足度の向上」という目標で

ございまして、市民生活の分野でございます。この目標の中では、消防・防災・危機管理体制の整備、あるいは、住民参加の行政運営を進めるという目標になっております。(1)の災害に強いまちづくりといたしましては、地域防災計画の策定・防災告知システムの構築・消防設備の整備・救急出動態勢の整備。こういった事業を計画しております。(2)の市民満足度の向上でございますが、ここにつきましては、主要事業と致しまして、ワンストップサービスの導入・行政評価システムの構築・庁舎施設の整備を主な事業として掲げております。以上は、新市の施策ということで新市の建設計画の指針となるものでございます。

次に、31 ページをお願いします。

6. 新市における県事業でございます。新市におきます、県事業につきましては、新市エリア内で、この10年間に県においてどのような事業計画があるかということをお明らかにしているわけですが、この県事業の部分につきましては、4月に、県に事務局の方から、新市エリア内における県事業に対する照会をし、それに対しまして、県の方から頂いた解答を、そのまま新市における県事業というところに掲載をしております。基本的に、原文のままでございます。

1番に長野県の役割ということで、県としての役割を述べておりまして、「長野県は、コモンズから始まる、信州ルネサンス革命」の理念に基づき、豊かな社会の実現に向けて、新市と十分に連携しながら、叡智と情熱が結ぶ21世紀の新たな文化発祥都市の新しいまちづくりに向けた新市の取り組みを積極的に支援します。とあります。以下、2につきましては、新市の施策に合わせまして、県の方からの事業に対する考えが述べられております。

次に33ページをお願いいたします。7番目の、公共施設の統合整備でございます。公共施設の統合整備につきましては、新市における公共施設の統合整備の基本的な考え方を述べております。今後、新市が発足して、公共施設の整備を進めるに当たっては、このような基本的考え方で進めるということになっております。

次に34ページをお願いします。最後の項目であります、財政計画でございます。財政計画につきましては、冒頭にありますように、過去の決算状況や、現在の財政制度等を参考に、新市の歳入歳出について、普通会計ベースで、推計してあります。推計に当たりましては、健全な財政運営を基本に、歳入では、国の地方税財政改革を。歳出におきましては、合併による利益の削減効果・行政改革の推進・住民サービスの維持向上・新市建設計画の実行に必要な経費等を見込んでおります。この前提の中で推計したものでございます。

1番の歳入につきましては、地方税につきましては、過去の実績と現行の地方税制度の地方交付税、国の地方税財政の改革による税源移譲を見込んでおります。地方交付税につきましては、やはり、国の地方税財政の改革による地方交付税の削減を見込んでおります。また、合併に伴います、普通交付税の算定の特例、あるいは合併特例債を借りることによって交付税の方に算入されます公債費の算入を見込んで、交付税は推計してあります。

3番目としまして、国・県支出金でございますが、やはり過去の実績を踏まえると共に、現在進められております、国の地方税財政の改革による国庫補助負担金の削減を見込むと共に、新市建設計画事業にかかる補助金については見込んでおります。

4 番目の地方債でございますが、地方債につきましては、新市建設計画に係る合併特例債それにあわせて、交付税措置等がございます、過疎債、辺地債等を基本に見込んでおります。

一方歳出でございます。1 番に人件費でございますが、人件費の削減効果として、一般職の職員・特別職の職員・議会議員・各種委員会の委員の削減を見込んでおります。このあとの歳出の項目説明につきましては、合併による経費の削減効果という表現がございますが、これにつきましては、第 2 回協議会において、行政効率化による利益削減の試算を既に協議会の方にお示しさせていただきましたが、この試算を元に削減効果を見込んでおります。

2 番目の扶助費でございますが、高齢化の進行や、県からの事務移譲に伴う増加ということで、町村の福祉給付に関する部分が、市のほうに移譲されますので、その部分についての増加を見込んでおります。

3 番目の公債費でございますが、それぞれの市町村で借り入れた地方債の償還を見込むと同時に、新市におきます合併特例債等の借入の償還を見込んでおります。

物件費につきましては、合併による経費の削減効果を見込んでおります。

繰出金につきましては、国民健康保険・老人保健・介護保険については高齢化による増加を見込む一方、下水道事業等の公営企業会計につきましては、合併による経営の効率化を見込んでおります。

最後に、普通建設事業費でございますが、市民生活に直結する通常の事業のほかに、新市建設計画に基づく事業費を見込んでおります。

それでは 36、37 ページをお願いします。

36 ページが財政計画の歳入。37 ページが歳出でございますが、今申し上げました、平成 17 年から平成 26 年の 10 年間の財政について明らかにしたものでございます。詳細をご覧いただきたいわけですが、まず、歳入におきまして、地方税の欄をご覧頂きたいと思っております。平成 17 年度の、11,355 百万から、平成 26 年度 13,434 百万ということで、地方税が伸びているように見られますが、これは、前提条件の中にありますように、一つは、大きな理由として、地方への財源移譲を見込んで財政計画を立てているということで、伸びたようになっております。

次に、地方交付税の欄をご覧頂きたいと思っております。平成 17 年度、12,232 百万が平成 26 年には 11,125 百万ということで、交付税は、減少するという割に、減少が少ないと、この表では見えませんが、これにつきましては、前提条件の中に、現在も普通交付税につきましては、大幅に削減を見込んでおります。ただ、こちらの表につきましては、前提条件出お話ししましたように、合併特例債の借入による 70%の地方交付税措置につきましても、この交付税の中に見込んでおります。したがって、従来交付税は、削減を大幅に見込む中で、事業に伴う、合併特例債の借入による交付税措置が入ってくるので、全体としては、減少が緩やかになっております。

国県支出金につきましても、平成 17 年の、3,577 百万でございますが、26 年度、4,180 百万ということですが、これにつきましても、前提条件にありましたように、国県支出金につきましても、現在の国の財政改革の中で大幅に削減をされるという見込みで推計をしております。県支出金につきましても、国の動向あわせて、県の財政改革プランを反映いたしまして、削減を見込んでおりま

す。新市建設計画の事業実施の部分が加わりますので、この表の中では、あまり変化のないように読み取れますが、国県の支出金については、削減を見込んでおります。

地方債につきましては、合併特例債を基本として見込んでおります。

次に、37 ページの歳出をご覧ください。歳出につきましては、人件費の欄をご覧ください。平成 17 年 7,318 百万。平成 26 年 6,851 百万でございます。17、18、19、20 年と、人件費が伸びているようになっていますが、この表の上では、合併による経費削減で、17 年度以降、基本的に、人件費は削減をされていきます。合併効果でも申し上げましたように、10 年間で概ね 10 億円の削減がされるように推計されております。そういった中で、17 年から 20 年にかけて増え、22 年ごろまで数字が高いのはなぜかと申しますと、この人件費には、職員の退職金が含まれております。新市の推計の中では人件費が平成 18 年から 22 年にかけて、伸びておりますが、これにつきましては、平成 20 年から、24 年度にかけて、現在の職員の退職が、ピークを迎えます。概ね、年間、40 人から 60 人の退職者が見込まれております。退職者に対する退職金の費用を人件費という形で分析をされますので、人件費としては、こういう動きをしますが、一方で、この間に、人件費の削減が行なわれてますので、退職者がピークを迎えた以降につきましては、人件費は減少するようになります。現実に、この推計でも、24、25、26 年になりますと、その効果が現れることが、数字の上から読み取ることができます。

公債費でございます。公債費につきましては、先ほど申しました前提のとおり、合併特例債に伴う借入におきまして、25 年 26 年につきましては、交際費は多少上がってくるようになります。

最後に、普通建設事業費でございますけれども、普通建設事業費につきましては、住民生活に結びつく、通常の事業のほかに、この新市建設計画に係わる事業費を加えた経費を、普通建設事業費にのせてございます。

以上 1 から 8 番目まで新市建設計画の 8 つの部分について説明をさせていただきました。

次に、引き続き、参考資料をご覧くださいと思います。参考資料ということで新市建設計画で想定される事業をお示ししてございます。新市建設計画の中心となる部分と説明をいたしました、新市の施策における主要事業につきましては、その事業がどのような事業かということがはっきりしておりません。なぜ、新市建設計画の中で記載をされていないのかというと、合併特例法の第 5 条において、建設計画においては、新市が将来像を実現するために取り組む事業を明らかにすることになっておりますが、一方において、合併特例法の第 11 条において、合併特例債が充当される事業というのは、新市建設計画に基づく事業と定められております。そういった関係で主要事業の中に、具体的な事業名を挙げるとしますと、それ以外の事業は、合併特例債の対象にならないということになるそうです。そういうこともございまして、どこの新市建設計画も、新市の施策という欄では、道路の整備については「道路整備」学校施設には、「学校施設の整備」という表現にとどまっております。今回説明させていただきました新市建設計画案も、そのような形を取っています。しかし、その中で、事業的にすべてはというわけにはいきませんが、考える事業ということで、委員の皆さんにご理解いただく上で、参考資料として、この資料をつけさせていただきました。内容的には、新市建設計画の新市の施策とまったく同じ項目でございますが、いくつか想定

される事業を示したものが参考資料でございます。ご覧頂きたいと思います。

説明を終わるに当たり、新市建設計画の策定のスケジュールについて確認させていただきます。本日説明させていただきました、新市建設計画案の取り扱いにつきましては、事務局としましては、本日と次の協議会において、ご協議いただきたいと思います。ただ、新市建設計画におきましては、県との事前協議が必要となります。この事前協議につきましては、概ね1ヶ月間を要するということでございますので、本日この協議会でご了解を頂きまして、提案いたしました新市建設計画案をもって、県の方に、事前協議をさせていただきたいと思います。協議会のご協議と県の前協議に対する回答をあわせまして、再度、建設計画案を整理いたしまして、この協議会において、ご検討を頂き、了承を頂くというようなスケジュールを考えております。そして、この協議会で最終的に承認されますと、県の方に正式に報告することによって、新市建設計画として成立するという流れとなりますので、よろしくおねがいします。説明は、以上でございます。

三浦会長

ただ今、事務局より説明がありましたが、これをお持ち帰りいただき、ご検討いただき、次回協議するわけですが、ただいまの事務局の説明に何かご質問等ございますでしょうか。

望月町 比田井委員

ただいま詳細に、新市建設計画につきまして、ご説明を頂いたわけですが、前段のほうで、まちづくりゾーンということで、5地区のゾーンの説明がございました。そうした中で、仮に私どもの西部ゾーンがだいたい対象になるわけですが、特にこの中で、自然共生ゾーンとも関係してきますが、西部ゾーンの関係については、いずれにしても具体的には次回協議ということですが、今、感じた点だけ申し上げる訳ですけれども、いわゆる自然共生ゾーンの臼田の宇宙空間観測所あるいは、佐久市の美笹高原、春日温泉があるわけですが、それぞれの皆さんご案内のとおり、立科町の白樺湖、立科牧場といった200万人からの観光客から想定しましても、春日渓谷・春日温泉といわゆる既に観光がルート化しているわけでございます。そういうようなものを、美笹高原、あるいは、臼田の宇宙観測所こうしたものに連動させるというような、北立科の雄大な観光資源を有意義に活用していくことが大事である。特に新佐久市の計画には欠かせないのではないかと考えている次第でございます。

いろいろここに書かれております農産物の産地化・春日温泉自体の総合保養地、あるいは、健康都市ということで、ぜひとも進めていかなければいけないと感じるわけでございますけれども、特に、春日のとなりの協和地区におきましてはゴルフ場も3つあるということで、それに付随した別荘地も、かなりの数に上るわけでございます。したがって、そのようなことから、自然共生ゾーン、あるいは、東部ゾーンこれらの関係ともダブるようなわけでございますけれども、西部ゾーンの中に、農業・健康、そして、観光という面は捨てがたいのではないかとということで、今、説明を頂いた段階でそのように感じるわけでございますが、今後、次回の協議の中で修正をいただけるものかどうか、その辺につきまして、よろしくおねがいいたします。

柳澤局長

観光ということですが、主要事業の中に、観光等の主要事務もありまして、この中に特色ある観光地の開発・推進。史跡、観光施設の整備もある訳でございます、ご質問の件につきましては、検討させていただき、次回報告させていただきます。

三浦会長

これは、4市町村に限った計画のものですから、八千穂の村長も考えられていることは、合併に盛り込まなくてもいいが、白駒の池から山を通じる道路が、ものすごくいい観光地になるわけです。関係の市町村が集まって、うえに一本観光道路をとという提案もあるわけです。隣同士の間柄を、どこまで計画に入れるかということになると切りがなくなりますので、この計画は、一応4市町村ということで作ってありますが、他との連携ということになりますと、他町村でも考えておりますので、ここでは、4市町村に限って話しをしております。ご意見として、また次回ということになります。

他にご意見ございますか。

もしなければ、新市建設計画につきましては、次回、ご協議をお願いいたします。次に、次第の4「その他」ですが、事務局より何かありますか。

小林係長

日程の関係になりますが、次回の第8回合併協議会ですが、既に文書の方でお知らせしておりますが、7月2日金曜日、午後2時から、本日と同じ、佐久市研修センターで開催をいたします。また、第9回の合併協議会でございますけれども、これにつきましては、文書を発送予定でございますが、7月16日金曜日、午前9時半から、佐久市研修センターで開催を予定をしておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

三浦会長

それでは、よろしく申し上げます。

委員の皆様より、何かございますでしょうか。

なければ、本日の協議事項は、全て終了いたしました。

それでは、以上をもちまして、第7回合併協議会を閉会いたします。ご苦労様でした。